

山梨県公報

号外第十号

平成三十一年

二月二十一日

木曜日

目次

条 例

- 山梨県職員の留学費用の償還に関する条例及び山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例……………一
- 山梨県県税条例の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

- **山梨県職員の留学費用の償還に関する条例及び山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例** (条例第一号) (人事課)
 - 1 学校教育法の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定を整理することとした。
 - 2 この条例は、平成三十一年四月一日から施行することとした。
- **山梨県県税条例の一部を改正する条例** (条例第二号) (税務課)
 - 1 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定を整理することとした。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

山梨県職員の留学費用の償還に関する条例及び山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年二月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第一号

山梨県職員の留学費用の償還に関する条例及び山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第百四条第四項第二号」を「第百四条第七項第二号」に改

める。

- 一 山梨県職員の留学費用の償還に関する条例(平成十九年山梨県条例第三号)第二條第二項
- 二 山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年山梨県条例第六十号)第四條第二号

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

山梨県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年二月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二号

山梨県県税条例の一部を改正する条例

山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。
附則第十二條の五第一項第四号イ(2)及び第十二條の六第三項第四号中「第八十條第一号イ」を「第百四十七條第一号イ」に、「第七十八條第一項」を「第百四十五條第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番